

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」 「衛生管理者」「産業医」の 選任と職務のあらまし



安全管理者



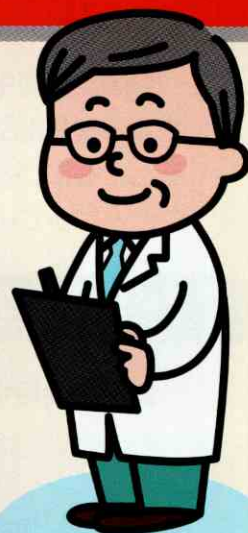
総括安全衛生
管理者



事業主



衛生管理者



産業医

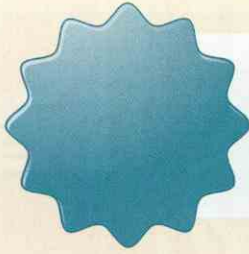
- 労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、各事業場の業種、規模等に応じて、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任を義務づけています。
- 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。



東京労働局

東京労働局労働基準部

(東京労働局ホームページ <http://www.roudoukyoku.go.jp/>)



総括安全衛生管理者

(労働安全衛生法第10条(労働安全衛生法施行令第2条、労働安全衛生規則第2条等))

1 総括安全衛生管理者…

労働安全衛生法第10条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

2 総括安全衛生管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

(注)例えば、

製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます(以下、すべての項目において同じ。)

3 選任すべき者の資格要件

当該事業場において、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者（工場長など）

4 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などを指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

- ① 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
- ② 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- ⑥ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- ⑧ その他労働災害を防止するため必要な業務





安全管理者

〔労働安全衛生法第11条(労働安全衛生法施行令第3条、労働安全衛生規則第4条等)〕

1 安全管理者…

労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 安全管理者の選任

安全管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上

また、次に該当する事業場にあつては、安全管理者のうち1人を専任の安全管理者とする
こととなっています。

業 種	事業場の規模(常時使用する労働者数)
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	1,000人以上
上記以外の業種 (過去3年間の労働災害による休業1日以上の死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る)	2,000人以上

3 選任すべき者の資格要件

- ① 大学、高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業後2年以上、または高等学校、中等教育学校における理科系統の正規の学科を修めて卒業後4年以上、産業安全の実務に従事した経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの
- ② 労働安全コンサルタント
- ③ その他厚生労働大臣の定める者(理科系統以外の大学を卒業後4年以上の産業安全の実務経験者などで、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの。)

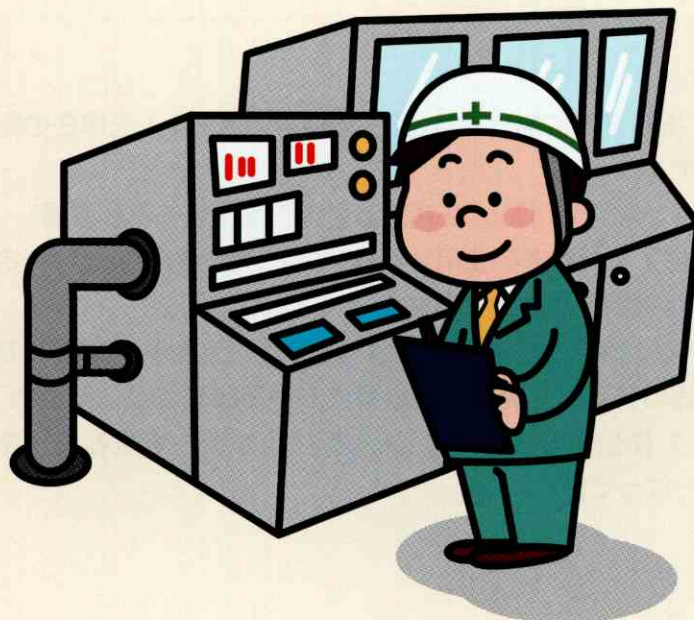
4 安全管理者の職務

(1)安全管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

- ① 建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置
- ② 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検
- ③ 作業の安全についての教育及び訓練
- ④ 発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤ 消防及び避難の訓練
- ⑥ 作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦ 安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録など。

(2)巡視

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。





衛生管理者

〔労働安全衛生法第12条(労働安全衛生法施行令第4条、労働安全衛生規則第7条等)〕

1 衛生管理者…

労働安全衛生法第12条では、一定の規模及び業種の区分に応じ「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 衛生管理者の選任

常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。ただし、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおりです。

事業場の規模(常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人

また、次に該当する事業場にあつては、衛生管理者のうち1人を専任の衛生管理者とすることとなっています。

- ① 業種にかかわらず常時1,000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または一定の有害な業務に常時30人以上の労働者を従事させるもの

なお、常時500人を超える労働者を使用する事業場で、エックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務などに常時30人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

3 選任すべき者の資格要件

事業場の業種ごとに選任しなければならない免許等保有者は、次のとおりです。

業 種	免許等保有者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業	第一衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

※免許を受けることができる者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生管理者(第一種・第二種) <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理者免許試験(第一種・第二種)に合格した者 ・ 保健師、薬剤師など | <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生工学衛生管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者 |
|---|---|

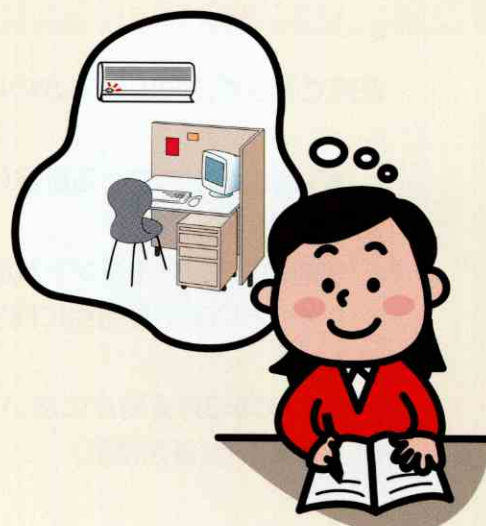
3 衛生管理者の職務

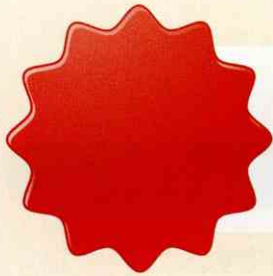
(1) 衛生管理者は、主に次の業務を行うこととなっています。

- ① 健康に異常のある者の発見および処置
- ② 作業環境の衛生上の調査
- ③ 作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④ 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥ 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦ 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備など。

(2) 定期巡視

少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。





産業医

〔労働安全衛生法第13条(労働安全衛生法施行令第5条、労働安全衛生規則第13条等)〕

1 産業医…

労働安全衛生法第13条では、一定規模以上の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

2 産業医の選任

常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任することとなっています。

ただし、常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています。

- ① 常時1,000人以上の労働者を使用する事業場
- ② 一定の有害な業務に常時500人以上の労働者を従事させるもの

3 選任すべき者の資格要件

医師であつて、次のいずれかの要件を備えた者

- ① 厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者
- ② 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの
- ③ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者
- ④ 平成10年9月末時点において、産業医として労働者の健康管理等を行った経験が3年以上である者(経過措置)

4 産業医の職務

- (1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。
- ① 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
 - ② 作業環境の維持管理に関すること
 - ③ 作業の管理に関すること
 - ④ 労働者の健康管理に関すること
 - ⑤ 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - ⑥ 衛生教育に関すること
 - ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視

少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。



総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

80401	労働 保険 番号 13101012345000	ページ 1 / 1		
事業場の 名称	霞ヶ関印刷株式会社	事業の種類	衛生 管理 者の 場合	坑内労働又は有害業務（労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務）に従事する労働者数 10人
事業場の 所在地	郵便番号（100-8988） 東京都千代田区霞が関1-2-3	出版・印刷・ 同関連産業		坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数 10人
電話 番号	03-1234-5678	労働 者数	計	産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	千ヨダ ハナコ		
被選任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	千代田 花子		
選任年月日 7：平成 元号 7 20 年 4 月 1 日 1～9年は右	生年月日 1：明治 3：大正 5：昭和 7：平成 元号 5 3 8 年 7 月 2 日 1～9年は右	選任種別 3 1. 総括安全衛生管理者 2. 安全管理者 3. 衛生管理者(4以外の者) 4. 衛生管理者(衛生工学管理担当) 5. 産業医	
安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務	衛生管理一般に関すること	専属の別 1. 専属 2. 非専属	他の事業場に勤務している場合は、その勤務先
専任の別	2. 専任 2. 兼職	他の業務を兼職している場合は、その業務	労務主任
総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要			
産業医の場合は医籍番号等			

フリガナ 姓と名の間は1文字空けること	ロウドウ タロウ
前任者氏名 姓と名の間は1文字空けること	労働 太郎
辞任、解任等の年月日 7：平成 元号 7 20 年 3 月 3 日 1～9年は右	参考事項

平成〇年 〇月 〇日

霞ヶ関印刷株式会社
事業者職氏名

〇〇 労働基準監督署長殿

代表取締役 霞ヶ関一郎 印



様式第3号(第2条、第4条、第7条、第13条関係) (裏面)

備考

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(OCIR)で直接読み取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめの漢字、カタカナ及びアラビア数字で明りように記入すること。
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」と記入すること。
- 4 二人以上の選任報告を行う場合に「総ページ」の欄は、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄は総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入すること。
なお、2枚目以降は、「事業場の名称」、「事業の種類」、「事業場の所在地」、「電話番号」、「労働者数」、「坑内労働又は有害業務(労働基準法施行規則第18条各号に掲げる業務)に従事する労働者数」、「坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1号、第3号から第5号まで若しくは第9号に掲げる業務に従事する労働者数」及び「産業医の場合は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数」の欄は、記入を要しないこと。
- 5 「事業の種類」の欄は、総括安全衛生管理者の場合は労働安全衛生法施行令第2条各号に掲げる業種を、安全管理者の場合は同条第1号又は第2号に掲げる業種を、衛生管理者又は産業医の場合は日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 6 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番及び番号をそれぞれ「-」(ダッシュ)で区切り記入すること。
- 7 「安全管理者又は衛生管理者の場合は担当すべき職務」の欄は、安全管理者又は衛生管理者ごとに職務区分が分かれている場合はその分担を記入すること。
- 8 「総括安全衛生管理者又は安全管理者の場合は経歴の概要」の欄は、総括安全衛生管理者又は安全管理者の資格に関する学歴、職歴、勤務年数等を記入すること。
- 9 「産業医の場合は医籍番号等」の種別は、別表に掲げる種別の区分に応じて該当コードを記入すること。
- 10 「参考事項」の欄は、次のとおりとすること。
 - (1) 初めて総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者又は産業医を選任した場合は「新規選任」と記入すること。
 - (2) 安全管理者選任報告にあつては、労働安全衛生規則第4条第1項第3号に規定する事業場である場合は「指定事業場」と記入すること。
 - (3) 産業医選任報告にあつては、産業医の専門科名及び開業している場合はその旨を記入すること。
- 11 安全管理者選任報告の場合(労働安全衛生規則第5条2号に掲げる者を選任した場合を除く。)は、同条第1号の研修その他所定の研修を修了した者であること又は平成18年10月1日において安全管理者としての経験年数が2年以上であることを証する書面(又は写し)を、衛生管理者選任報告の場合は、衛生管理者免許証の写し又は資格を証する書面(又は写し)を、産業医選任報告の場合は、医師免許証の写し及び別表コード1から7までのいずれかに該当することを証する書面(又は写し)を添付すること。
- 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別表

種 別	コード	種 別	コード
労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した者	1	大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあり又はあつた者	4
産業医科大学その他の大学であつて厚生労働大臣が指定するものにおいて医学の正規の課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働大臣が定める実習を履修した者	2	労働安全衛生規則第14条第2項第5号に規定する者	5
		平成8年10月1日以前に厚生労働大臣が定める研修の受講を開始し、これを修了した者	6
労働衛生コンサルタントで試験区分が保健衛生である者	3	上のいずれにも該当しないが、平成10年9月30日において産業医としての経験年数が3年以上である者	7

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署または
東京労働局（安全衛生主務課）まで